

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大に努めることです。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社を採用しています。当社の監査を担う監査等委員会は、1名の常勤の取締役(監査等委員)に加え、3名の社外取締役(監査等委員)で構成されており、この社外取締役が過半数を占める監査等委員が、取締役会における議決権を有していること、ならびに株主総会における取締役の指名・報酬等への意見を陳述する権利を有していることなどにより、経営監督機能がより強化されています。

また、当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度を採用しており、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、代表取締役以下のグループ執行役員(経営陣)による経営判断の迅速化も図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

当社は、2017年4月1日付の経営統合に伴い、取締役会の体制が大きく変更となったこと等を踏まえ、取締役会の実効性についての分析および評価につきましては、2018年度に実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 3. 資本政策の基本的な方針】

当社の資本政策については、当社ホームページ(<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/dividend.php>)、有価証券報告書および決算短信に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式に関する方針】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、原則として、いわゆる政策保有株式を保有しない方針です。

しかしながら、事業機会の創出、取引協業先および地域社会との関係の構築・維持・強化を目的に取得している株式があることから、保有する主要な政策保有株式については、その保有コストおよび投資リターンに関する評価および報告を実施しています。

また、当社が保有する株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、その議案が株主価値を毀損するものか否か、あるいは当社との関係にどのような影響を与えるか等について検討し、議決権行使を判断してします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引の承認手続きの枠組み】

当社と取締役会との間の利益相反取引および競業取引の決定につきましては、法令および取締役会で定める「取締役会規則」により、取締役会における承認を得ることとしております。なお、取締役会での承認決議に際しては、当該取引の当事者となる取締役は決議に参加しない等の適切な運営の確保に努めております。また、当社と取締役会との間の利益相反取引および競業取引が行われた場合には、その重要な事実について、取締役会において報告することとしております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社は、当社グループの「Growth Roadmap for 2020 & beyond」を当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。また、経営戦略および経営計画につきましては、決算発表および決算説明会等を通じて説明するとともに、当該資料につきましては、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。

・会社の目指すところ (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/library/presentation.php>)

・経営戦略および経営計画

1) 「Growth Roadmap for 2020 & beyond」 (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/library/presentation.php>)

2) 経営戦略および経営計画 (<https://www.ccbj-holdings.com/ir/library/presentation.php>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大に努めることです。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社制度を採用しております。当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度の導入を行っておりますが、監査等委員会制度の採用により、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、代表取締役以下の経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続き

当社の取締役の報酬については、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値を増大させることのできる人材を獲得し、維持

できる水準であるとともに、業績との連動を図れる報酬体系としております。

取締役の報酬の総額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)は2017年3月22日開催の第59回定時株主総会において年額750百万円以内(うち社外取締役については年額50百万円以内)、監査等委員である取締役は2016年3月23日開催の第58回定時株主総会において年額100百万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役会において決定した基準に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

なお、報酬基準については、取締役会において決定することとしておりますが、当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、透明性・公正性は確保されているものと判断しております。

その報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献が反映できるよう、固定的に支給される報酬と、会社業績等に応じて変動する報酬で構成されております。

2) 監査等委員である取締役

各監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針および手続き

当社の経営陣幹部の選任および社内取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の評価制度に基づく貢献度合いおよび将来性を判断することとしております。

また、社外取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の企業価値増大のため余人に替えがたいと判断する者を指名していくこととしております。

さらに、監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっては、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を指名していくこととしております。

なお、経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名手続きについては、取締役会において決定することとしております。

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

(5) 上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役候補者を選任する際は、株主総会招集ご通知に個々の選任理由を記載するとともに、株主総会招集ご通知を当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

・株主総会招集ご通知(<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/meeting.php>)

[原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、監査等委員会設置会社制度を採用しております。当社は、意思決定および経営監督機能と業務執行機能を分離すべく、執行役員制度の導入を行っておりますが、監査等委員会制度の採用により、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、代表取締役以下の経営陣による経営判断の迅速化も図っております。

当社は、取締役会で決議する事項を、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める「取締役会規則」において定めております。その主なものは以下のとおりとなります。

1. 経営の基本方針に関する事項
2. 経営組織、経営・執行責任者に関する事項
3. 会社の組織・人事に関する事項
4. 株主および株式等に関する事項
5. 会社財産に関する事項
6. 企業組織構造とM & Aに関する事項
7. 子会社管理に関する事項
8. その他(重要な契約の締結および定款または株主総会の決議により授権された事項等)

それ以外の業務執行の決定については、取締役に委任し、さらに担当役員および部門長等に権限委譲されております。その内容については、社内規程において明確に定めております。

[原則4 - 9. 独立社外取締役となる者の独立性判断基準]

当社は、当社の社外取締役(候補者含む。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目の要件にすべて該当しないと判断される場合に、当社は社外取締役が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社およびその子会社の業務執行者
2. 現在および過去1年間に於いて、当社を主要な取引先(取引先の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先)とするものまたはその業務執行者
3. 現在および過去1年間に於いて、当社の主要な取引先(当社の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を占める取引先)またはその業務執行者
4. 現在および過去1年間に於いて、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士または弁護士等
5. 現在および過去1年間に於いて、当社から年間1,000万円以上の寄付を受領しているものまたはその業務執行者
6. 上記1から5に該当するものの二親等以内の近親者

[原則4 - 11. 取締役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス・多様性および規模に対する考え方

当社の取締役会は、経営の効率性および透明性を向上させ、当社の株主価値の増大を図るため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を以下のとおり定めております。

取締役会は、定款上の員数である取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内および監査等委員である取締役7名以内とし、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、企業経営、財務戦略、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見および専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成といたします。また、コーポレート・ガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役のうち、当社の独立性判断基準に基づく独立性のある社外取締役を複数名選任いたします。

取締役候補者を選定するに際しては、社内取締役については、当社の評価制度に基づく貢献度合いおよび将来性を判断することとしております。また、社外取締役の指名については、当社の企業価値増大のため余人に替えがたいと判断する者を指名していくこととしております。

なお、取締役候補者の指名手続きについては、取締役会において決定することとしております。
当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

補充原則4 - 11 - 2. 取締役の他の上場会社の役員兼任状況

当社の取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告の会社の現況の会社役員の状況および株主総会参考書類の略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況等において毎年記載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.ccbj-holdings.com/ir/stockholder/meeting.php>)

【原則4 - 14. 取締役のトレーニング】

補充原則4 - 14 - 2. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役を含む取締役に対して、当社グループの事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得するとともに、取締役に求められる役割および法的責任を果たすために、必要と考えられる研修および外部セミナー等の機会を提供いたします。
また、社内取締役を含む執行役員に対しては、より高いレベルのリーダーシップを発揮できる後継者の育成を図るために、必要と考えられる社内外の研修機会を提供いたします。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

(基本的な考え方)

当社は、株主さまとの建設的な対話を通じて、株主さまの当社への理解を促進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(担当する統括責任者および担当部門)

当社は、株主さまからの対話(面談)の申込みに対しては、IR担当部門が対応することとし、その統括責任者としてIR部門を担当する役員を選任しております。また、株主さまの対話(面談)の目的等を確認したうえで、必要に応じて、IR部門を担当する役員等の経営陣幹部が面談に臨むことといたします。

(株主さまとの対話(面談)における社内連携体制)

当社は、株主さまとの対話(面談)に際し、IR担当部門が社内との関係部門との情報共有を行い、確実に連携して対応するとともに、株主さまとの対話(面談)を通じて把握したご意見を適時適切に経営陣幹部および取締役に報告し、課題解決に努めてまいります。

(個別面談以外の対話の手段)

当社は、決算説明会等を通じて、経営陣幹部および取締役による定期的な情報発信を行ってまいります。

(インサイダー情報の漏えい防止)

当社グループは、インサイダー情報の管理については、社内規程に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本コカ・コーラ株式会社	27,956,199	13.55
株式会社リコー	17,075,239	8.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,376,800	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,039,800	2.93
東洋製罐グループホールディングス株式会社	5,604,923	2.72
公益財団法人新技術開発財団	5,294,718	2.57
薩摩酒造株式会社	4,699,100	2.28
株式会社千秋社	4,088,400	1.98
コカ・コーラ ホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,074,945	1.98
三菱重工機械システム株式会社	3,912,151	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
-------------	----------------

決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉岡 浩	他の会社の出身者											
三浦 善司	他の会社の出身者								○			
イリアル・フィナン	他の会社の出身者					○		○				
ジョン・マーフィー	他の会社の出身者					○		○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉岡 浩		○	——	吉岡 浩氏は、2017年3月31日までの コカ・コーラ・イーストジャパン株式会社の 社外取締役としての経験やソニー株式会社 において培われた豊富な経験や知見を 当社グループの経営に活かしていただくため、 取締役(社外取締役)として選任しております。 同氏と、当社との間に特別な利害関係は ないことから、一般株主と利益相反の生じる おそれはないと判断し、同氏を独立役員と して指定しております。

三浦 善司	○	○	三浦善司氏は、2017年3月まで当社の主要株主(議決権比率 15.7%(現在は 8.3%))でありました株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOでありましたが、2017年3月31日付で同社の代表取締役および取締役を退任いたしました。 当社は、同社の企業グループとの間に、当社からの清涼飲料水の販売等の取引(年間7百万円:2016年12月期実績)や同社の企業グループによるシステム保守等の取引(年間875百万円:2016年12月期実績)があります。	三浦善司氏は、2017年3月まで株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社での会社経営者としての豊富な経験を当社グループの経営に活かしていただくため、同氏を監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 株式会社リコーは当社の主要株主(議決権比率 15.7%)でありましたが、当社は、同社の企業グループとは異なる事業を営んでおります。また、同社の企業グループとの間に、左記の取引がありますが、その取引高は僅少であることから、同社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。 また、当社と同社とは、人的・資本的關係等において密接な関係にあり、当社は同社から兼務取締役が就任しておりますが、当社の取締役9名のうち、当社からの兼務取締役は1名と半数に至る状況にはなく、当社の責任のもとに事業活動および経営判断に関する意思決定を行い、業務執行しております。 したがって、当社は同社から著しい影響を受けるおそれがなく、同氏が同社からの兼務取締役であることは、同氏の当社に対する独立性に影響を与えるものではないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
イリアル・フィナン	○		イリアル・フィナン氏は、2017年12月までザ コカ・コーラカンパニーの上級副社長でありましたが、2017年12月31日付で同社の上級副社長を退任いたしました。 当社は、ザ コカ・コーラカンパニーとの間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。	イリアル・フィナン氏は、2017年12月までザ コカ・コーラ カンパニー上級副社長であるとともに、2017年3月まではコカ・コーライーストジャパン(株)の取締役(社外取締役)であり、ザ コカ・コーラ カンパニーの経営ならびに全世界のコカ・コーラボトラーを統括するボトリング投資グループの代表として長年コカ・コーラビジネスに携わってきた会社経営者としての豊富な経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。
ジョン・マーフィー	○		ジョン・マーフィー氏は、ザ コカ・コーラカンパニーのASIA PACIFIC GROUP (アジアパシフィックグループ)社長であります。 当社は、同社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。	ジョン・マーフィー氏は、ザ コカ・コーラカンパニーのCOCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP (コカ・コーラアジアパシフィックグループ)社長であり、長年日本およびグローバルのコカ・コーラビジネスに携わってきた会社経営者としての豊富な経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の補助使用人を配置する。当該補助使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務執行を補助し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社の法令遵守、適正な活動・運営および財産の保全ならびに財務の信頼性を図ることを目的とし、内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置しております。

監査等委員である取締役は、執行役員で構成される事業会社の経営会議等の重要な会議への参加、代表取締役との定期的会合、内部監査室からの監査結果報告等を通じて、取締役および執行役員の業務執行に関連法令・定款および当社監査等委員会監査等基準に基づき監査しております。

内部監査室の年度監査方針、監査計画については監査等委員会と事前協議を行うこととし、監査等委員会は内部監査室の監査結果の報告を随時受けることとしております。

また、監査等委員会および内部監査室は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、期末監査の結果等について随時説明、報告を求めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社の社外取締役(候補者含む。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目の要件にすべて該当しないと判断される場合に、当社は社外取締役が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社およびその子会社の業務執行者
2. 現在および過去1年間に於いて、当社を主要な取引先(取引先の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先)とするものまたはその業務執行者
3. 現在および過去1年間に於いて、当社の主要な取引先(当社の直近事業年度において、連結売上高の2%以上を占める取引先)またはその業務執行者
4. 現在および過去1年間に於いて、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上報酬を受領しているコンサルタント、公認会計士または弁護士等
5. 現在および過去1年間に於いて、当社から年間1,000万円以上の寄付を受領しているものまたはその業務執行者
6. 上記1から5に該当するものの二親等以内の近親者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬は、基本報酬と業績に連動する賞与および長期インセンティブとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等において、取締役および監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区 分	支給人員	報酬総額	基本報酬	その他
取締役	11名	346百万円	346百万円	-
(うち、社内)	(8名)	(333百万円)	(333百万円)	(-)
(うち、社外)	(3名)	(13百万円)	(13百万円)	(-)
取締役(監査等委員)	5名	42百万円	42百万円	-
(うち、社内)	(2名)	(26百万円)	(26百万円)	(-)
(うち、社外)	(3名)	(16百万円)	(16百万円)	(-)
監査役	5名	11百万円	11百万円	-
(うち、社内)	(2名)	(8百万円)	(8百万円)	(-)
(うち、社外)	(3名)	(2百万円)	(2百万円)	(-)
合 計	16名	400百万円	400百万円	-
(うち、社内)	(10名)	(368百万円)	(368百万円)	(-)
(うち、社外)	(6名)	(32百万円)	(32百万円)	(-)

(注1) 2016年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行しました。

(注2) 上記には、2016年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および2016年10月31日をもって辞任した社外取締役1名に支給した報酬等を含めております。

また、支給人数の合計は、取締役、監査等委員である取締役および監査役の重複する人数(5名)を除いて記載しております。

2. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

3. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役の報酬の総額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)は2017年3月22日開催の第59回定時株主総会において年額750百万円以内(うち社外取締役については年額50百万円以内)、監査等委員である取締役は2016年3月23日開催の第58回定時株主総会において年額100百万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役会において決定した基準に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

なお、報酬基準については、取締役会において決定することとしておりますが、当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、透明性・公正性は確保されているものと判断しております。

その報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献が反映できるよう、固定的に支給される報酬と、会社業績等に応じて変動する報酬で構成されております。

(監査等委員である取締役)

各監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、法務統括部のスタッフが、監査等委員である社外取締役については、監査等委員会付のスタッフ(補助使用人)が、それぞれサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・業務執行・経営の監視の仕組み

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役が、執行役員で構成される事業会社の経営会議等の重要な会議にも参加し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、外部弁護士および会計監査人に適宜、助言を仰いでおります。

・指名、報酬決定等の機能

当社は、取締役候補者の指名手続きおよび取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する事項については、取締役会において決定することとしております。

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、透明性・公正性は確保されているものと判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬に関する事項については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任限定契約に関する規程を設けております。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)5名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制によって、経営の効率性・透明性の向上が可能と考えており、本体制を採用しております。

参考資料「コーポレート・ガバナンス体制」をご覧ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の22日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第59回定時株主総会(2017年3月22日)は、集中日の6営業日前の午前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話を用いたインターネットで議決権をご行使いただくことを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主さまが、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことを可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に資するため、ホームページへの招集通知の掲載および英文招集通知(要約)の作成を行っております。
その他	株主のみなさまが議案について検討する期間をより長く確保するため、招集通知のホームページへの掲載を、招集通知の発送の5日前に行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末決算に合わせ説明会を開催し、代表者が出席し、説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信および有価証券報告書に加え、決算説明会資料、中期経営計画資料および個人投資家向け説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。また、決算短信、決算説明会資料および中期経営計画資料については、英訳版もあわせて掲載しております。 また、個人投資家向けの専門サイトも開設し、希望者には、IRニュースのメール配信を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門として、IR統括部を設置しております。	
その他	事業報告書、アニュアルレビューおよびCSRレポートを作成し、ホームページにも掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、CSV(共通価値の創造)の考え方を取り入れ、従来のCSRの取り組みを進化させ、地域社会や環境保全への貢献や、エネルギー・資源の使用量削減に取り組むことにより、社会的課題の解決と当社グループの成長の両立を目指しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ステークホルダーに対する情報提供について、以下のとおり、実施してまいります。

1. 情報開示の基本方針

当社は広く社会から信頼されることを目指し、株主・投資家のみなさまをはじめ、国内外におけるステークホルダーのみなさまが当社を正しく理解できるよう、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示に努めます。

金融商品取引法など関係諸法令および金融商品取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示を行うほか、当社の理解のために有効と思われる情報については適切な方法により積極的な情報の提供に努めます。

2. 開示方法

金融商品取引法など関係諸法令および金融商品取引所の定める適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、金融商品取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開します。

TDnetにて公開した情報は、速やかに報道機関に同一情報を提供すると共に、当社ホームページにも遅滞なく同一資料を掲載します。

3. 沈黙期間

決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表までの期間を「沈黙期間」に設定し、決算・業績予想に関する質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。ただし、この沈黙期間中に業績予想が大きく乖離する見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表いたします。

なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては、対応いたします。

4. 将来の見通しについて

当社は出来る限り見通しの精度を高めることに努め、見通しの変化が生じる場合は速やかに開示します。

しかしながら、その見通しは開示時点において把握できる情報から得られた当社の判断に基づいており、様々なリスクや不確定要素によって実際の業績と大きく異なる可能性があります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制という。)を整備するため、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。なお、2017年8月1日開催の取締役会において、一部内容の見直しを行っております。
見直し後の基本方針は、次のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員および社員等が、法令・定款を遵守し、社会規範に沿った行動を行うよう倫理・行動規範を定めるとともに、定期的に倫理・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の強化、違反の発生防止等を図る。
- (2) コンプライアンス違反についての内部通報体制として、所属長への報告経路とは別に報告・相談窓口を設ける。
- (3) 社外取締役が過半数を占める監査等委員会による監査を行う監査等委員会設置会社制度を採用することにより、取締役会の監督機能を強化する。
- (4) 内部監査の担当部門を設置し、業務活動が法令、定款および社内諸規程等に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨み、違法な要求には警察や弁護士等との連携を図りながら対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報については文書または電磁的媒体に記録するとともに、法定文書と同様に文書管理に関する規程およびグループ情報セキュリティに関する規程に基づき、適切に保存する。
- (2) 当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループにおける経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスクマネジメントの観点から、重要事項についてはリスクマネジメント委員会に報告し、リスクマネジメント委員会は必要に応じ、リスクへの対応方針を決定する。
- (2) 重大なリスクへの対応を実効化する組織および規程・ガイドライン等を制定し、当社グループ全体に対する研修等の周知徹底を図る。
- (3) 組織横断的リスク状況の監視およびグループ全社対応は、リスクマネジメント担当部門が行う。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員および社員等が共有すべき当社グループの経営方針・目標を定めるとともに、当社グループにおける意思決定ルールに基づく権限分配を含めた当該目標達成のための効率的な方法を定める。
- (2) 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て決定するために、取締役会の他、経営会議等の適切な会議体を組織し、これを審議する。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の企業理念、経営方針、倫理・行動規範および職務権限等の整備を通じて経営の一体化を確保し、子会社での業務執行状況を監督・管理する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人を配置する。当該補助使用人は、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務執行を補助し、取締役(監査等委員を除く。)等の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および社員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
- (2) 内部監査の担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
- (3) コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。
- (4) 監査等委員会に報告したことにより、報告した者が、そのことを理由に不当な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および社員等に周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行のため、毎年必要な予算を設ける。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 代表取締役は監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れるよう、環境を整備する。
- (3) 監査等委員会は、定期的に内部監査の担当部門および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

参考資料「コーポレート・ガバナンス体制」および「適時開示体制概要図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む姿勢を明確化し、グループ全社員に対して周知徹底を図るとともに、警察や弁護士等との情報交換を密にし、反社会的勢力の排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

a. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、1. 世界中の国や地域で人々に爽やかさとうるおいを届け、人々の生活スタイルの一部となっている「コカ・コーラ」ブランドを、地域社会に根付かせていくこと、2. 「いつでもどこでも誰にでも、高品質で安心して飲んでいただける商品」をお届けできるように品質安全性に対してこだわりと情熱を持って積極的に取り組んでいくこと、3. お客様の満足を徹底して追求していくこととする強い使命感を持った社員の存在を理解し、社員一人ひとりに報いるべく彼らの働きがいと生活を大切にすること、4. 豊かな社会の実現の一助となるよう努力を続ける企業市民としての責任感をもって地域社会への貢献ならびに環境問題への積極的な取り組みを行うこと、これらを十分に理解し、ステークホルダーであるお客様・お得意さま、株主のみなさま、社員との信頼関係を維持し、ステークホルダーのみなさまの期待に応えていながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

b. 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、「飲料を通じて価値ある「商品、サービス」を提供することで、お客様のハッピーでいきいきとしたライフスタイルと持続可能な社会の発展に貢献します」という企業理念のもと、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社(ザ コカ・コーラカンパニー100%出資)の戦略的パートナーとして、商品開発やテストマーケティングなどさまざまな取り組みを協働で展開し、日本のコカ・コーラビジネスの改革をリードする役割を担うとともに、ステークホルダーであるお客様・お得意さま、株主のみなさま、社員から信頼される企業づくりに努めております。

清涼飲料業界においては、市場が成熟化し、大きな成長が期待できない中、清涼飲料各社間の業務提携が拡大するなど生き残りをかけた業界再編が一段と加速しており、当社を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは、長期的な視点でグループ事業構造の改革を推進し、持続的な成長を果たすため、2011年から2020年までの長期経営構想を策定いたしました。「成長戦略」、「効率化戦略」、「構造戦略」の3つの基本戦略を柱として、それぞれの基本戦略を着実に実行し、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりを進めてまいります。

また、当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、2016年3月23日開催の第58回定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社は、意思決定および経営管理機能と業務執行機能を分離すべく、1999年3月に取締役会の改革および執行役員制度の導入を行っておりますが、この移行に伴い、当社定款第26条において、「取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。」こととしており、取締役会の決議を経て、重要な業務執行の一部を取締役に委任することにより、取締役会において特に重要度の高い事項についての審議をより充実させるとともに、それ以外の事項について、代表取締役以下の経営陣による経営判断の迅速化も図っております。また、常勤の監査等委員である取締役を含む取締役が、執行役員で構成される経営会議等の重要な会議にも出席し、執行役員の業務執行を充分監視できる体制を確立するとともに、業務執行上、疑義が生じた場合においては、外部弁護士および会計監査人に適宜、助言を仰ぐ体制を敷いております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な動向も考慮しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、当社取締役会が買収防衛策を再導入する必要があると判断した場合には、定款の定めに従い、株主総会において株主のみなさまにその導入の是非をお諮りいたします。

c. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記b.(a)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記b.(b)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、必要に応じて、法令および当社定款の許容する範囲内で、かつ株主意思を重視した具体的方策として策定されたものであるため、当社の株主共同の利益を損なうものおよび当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する姿勢・方針およびこれらの周知・啓発について

当社は、CCBJHグループの企業活動に携わる者として、以下の事項を定めるとともに、グループの社員を対象とした研修等で周知・啓発を行っております。

- ・適時適切な情報を提供し、積極的なコミュニケーションをはかります。
- ・企業情報は適切に管理し、情報の漏えい・流出を防ぎます。
- ・常に、透明性のある企業経営を目指します。
- ・インサイダー取引およびその疑いをもたれるような行為は行いません。
- ・リスクを把握し、未然に防止策をはかるとともに、万一、リスクが起こったときは、損害が発生したり、企業価値が下がらないよう迅速に対応します。

2. 適時開示業務を執行する体制について

当社グループは、会社情報の管理および公表について社内規定において、情報管理責任者を定め、会社情報の管理および公表の総括責任者としております。

また、同規定において、適時開示に係る会社情報をリストアップしております。なお、適時開示に係る会社情報に該当するかどうかの疑義が生じた場合は、関係者の協議に基づき、情報管理責任者が判断しております。

適時開示に係る会社情報のうち、決定事項については当該決定が行われたとき、その他の事項については該当事項が生じたときに発生したものとなしております。

適時開示に係る会社情報は、情報管理責任者の指示のもと、取締役会の決議等社内手続きを経て、発生後遅滞なく法令等に定める手続きにより公表を行っております。

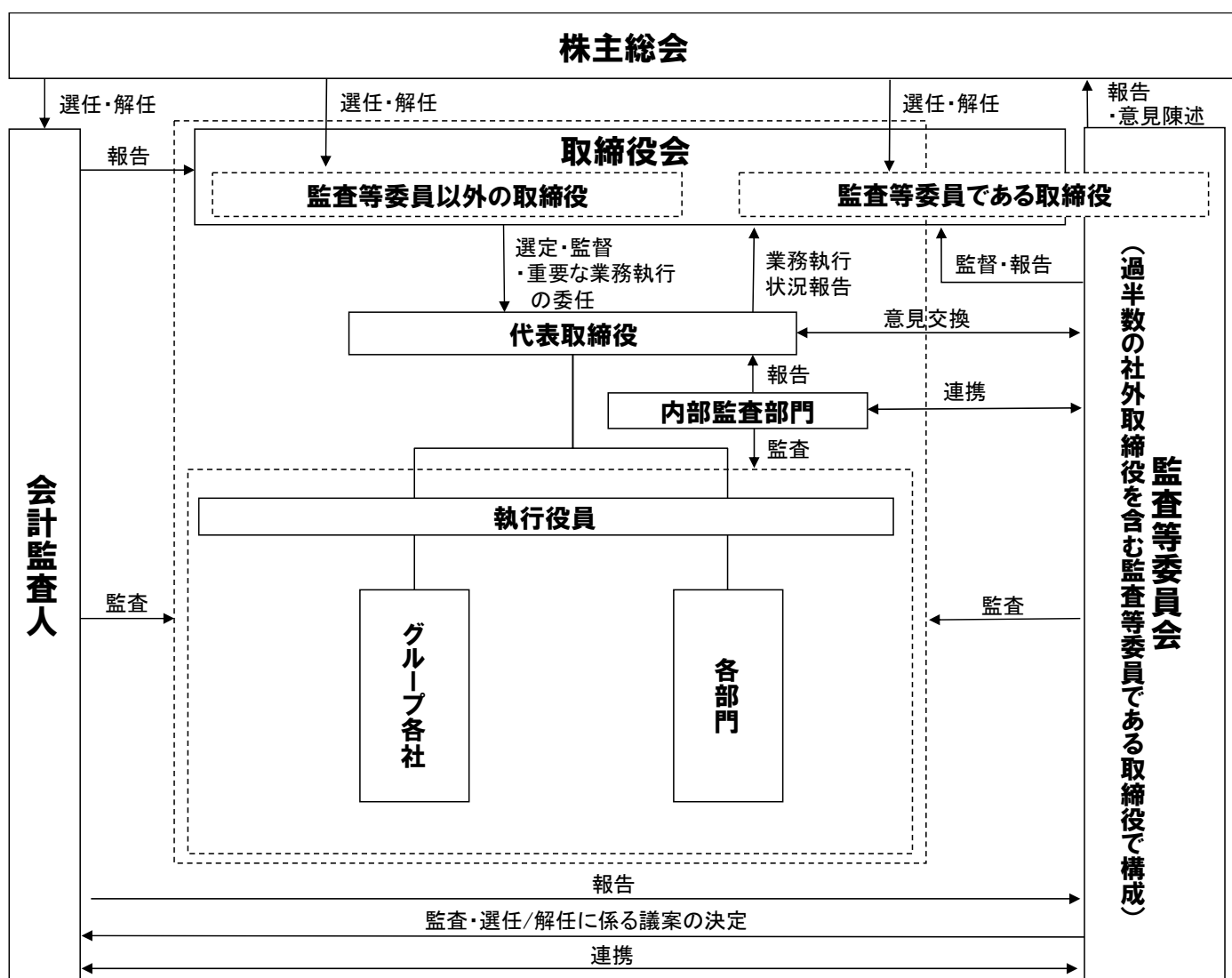
なお、会社情報の管理および公表については、必要に応じて、外部弁護士、会計監査人、幹事証券会社および証券代行機関等に確認しております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングについて

監査等委員会は、監査等委員会が作成する監査等委員会監査等基準において、取締役の適時開示体制の構築・運用の監視・検証、適時開示情報の内容の検証等を行う旨を定め、事業会社の経営会議等の重要な会議への出席等により、適時開示体制を対象とした監査を実施しております。

参考資料「適時開示体制概要図」をご覧ください。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制概要図

